

**令和5年度 宝塚市特定健診未受診者対策、特定保健指導訪問指導等業務
(特定保健指導利用勧奨) 委託仕様書**

1 目的

本市国民健康保険では、健診・医療情報を活用した効率的かつ効果的な保健事業を実施するための「宝塚市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」を策定しており、その中で、特定健診（以下「健診」という。）及び特定保健指導の受診率等向上が大きな課題となっている。

本業務は、特定健診の未受診者に対する受診勧奨、特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨や保健指導を実施することにより、継続的な受診等行動につなげることで、生活習慣病の予防、医療費の適正化を図ることを主な目的とする。

2 基本方針

- (1) 本業務の実施にあたり、住民の個人情報的大量に取り扱うことから、情報の漏洩、滅失、毀損の防止等個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、個人情報の保護を最優先事項とすること。
- (2) 本業務の実施は、令和6年3月末までに完了すること。
- (3) 特定健診未受診者対策業務の訪問による受診勧奨は、安全・安心の観点から運転手1名、訪問勧奨専門員1名（管理栄養士・栄養士又は保健師等有資格者）の2名で訪問すること。
- (4) 特定保健指導訪問指導業務の特定保健指導未利用者への利用勧奨は、安全・安心の観点から運転手1名、訪問指導専門員1名（管理栄養士又は保健師等有資格者）の2名で訪問すること。
- (5) 訪問者は、個人情報を取り扱うことから2名のうち1名は受託者の社員とし、訪問勧奨専門員の業務経歴書、身分証を市に提出し、市の公印を押印した身分証（写真入）を訪問時携帯すること。
- (6) 特定保健指導を実施するに当たっては「標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手続き（第3.2版）」に準拠するものとする。なお、改訂がある場合は、最新のものを適用する。
- (7) 受託者は、地方自治体の保健・医療・福祉業務に精通していること。

3 特定健診未受診者対策業務

- (1) 電話による健診未受診者への受診勧奨（10,000人）

ア 対象者

被保険者のうち令和4年度健診未受診者の中から、電話番号の把握できる10,000人。
受診勧奨対象者の選定条件は、市と協議の上決定すること。

イ 内容

- (7) 健診未受診者のデータ作成他

- a 国保被保険者番号、資格取得日、氏名、生年月日、性別、地区等の情報を整備すること。ただし、令和5年度受診済者及び集団健診予約申込者を削除すること。
 - b 過去5年分の健診結果を個人ごとに集約して整備すること。
 - c 過去の健診結果から最新の国保被保険者の健診受診歴別（1年前に受診、2～3年前に受診、4～5年前に受診、受診歴無）、性別、年代別の集計を行うこと。
 - d KDB システムから、高血圧症、脂質異常症、糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病の年間医療費データを抽出し、疾病状況をグラフ化した資料を作成すること。
- (イ) 事前通知書送付
- a 事前通知文は、電話による受診勧奨を行うことを記載し、市の担当者と内容を事前に協議した上で作成すること。
 - b 送付用封筒は、市が使用している封筒に準拠し、健診受診を促す文章を盛り込むこと。
 - c 対象者の宛名ラベルを作成すること（氏名・住所は漢字を使用し、外字も対応すること）。
 - d 事前通知文を送付用封筒に封入・封緘し、ラベルを貼り、市内郵便局から郵送すること。郵送に係る全ての費用は受託者が負担すること。
 - e 事前通知文を送付後に電話拒否者、既健診受診者等健診受診勧奨不要連絡のあった人に関しては、発生都度対象者から除外すること。（除外対象者は市担当者から連絡する）
- (ウ) 受診勧奨・相談・健康教育
- a 受診勧奨等は、管理栄養士・栄養士又は保健師が行うものとし、健診を受ける意義を説明し、受診を勧め、健康相談にも応じること。
併せて、健康状態、健診未受診理由などの聞き取り調査を行い、人間ドックを受けた場合は、健診受診券に同封している「健診結果情報提供用紙」への記載・返送を依頼する。
 - b 電話で受診勧奨等を行う方法、実施場所、実施時期等は、事前に市と協議を行った上で実施すること。
 - c 受診勧奨等を効率良く、かつ効果的に実施できるよう市と協議し受診勧奨・相談計画を作成すること。
 - d1 回目の電話が不通の場合、曜日、時間帯を変えて更に2回以上連絡した場合、1件の処理実績とする。
 - e 集団健診は、日程と時間の予約が必要であるため、健診受診希望者には日程と時間を聞き取りすること。集団健診希望者は、その当日か翌朝には市担当者へ連絡すること。集団健診の日程で都合の悪い方は個別健診への受診勧奨を実施すること。
- (エ) 報告・評価
- 電話受診勧奨時に聞き取り調査した内容については、電子データ化し、集計・分析のうえ報告書にまとめ、今後の受診率向上のための提言及び助言を行うこと。

(2) 訪問による健診未受診者への受診勧奨 (50 人)

ア 対象者

3 (1) アで電話番号の把握ができなかった 50 人

訪問による健診受診勧奨者の選定条件は、市と協議の上決定すること。

イ 内容

(ア) 特定健診未受診者のデータ作成

(1) イ(ア)で電話番号の把握ができなかった 50 人を抽出する。

ただし、令和 5 年度集団健診予約申込者を削除すること。

(イ) 事前通知書送付

事前通知文は、訪問による受診勧奨を行うことを記載し、市の担当者と内容を事前に協議した上で作成すること。

その他の送付に関する業務は (1) イ (イ) b～e と同様に行うこと。

(ロ) 受診勧奨・相談・健康教育

a 訪問勧奨計画を作成し、市の了解のもと受診勧奨等を行うこと。不在の場合は、更に 1 回以上訪問するものとする。

b 業務については、(1) と同じ有資格者が同業務を行うこと。

c 最終訪問時に留守の場合は、訪問目的、受診勧奨用チラシを郵便ポストに投函すること。

(ハ) 報告・評価

訪問受診勧奨時に聞き取り調査した内容については、電子データ化し、集計・分析のうえ報告書にまとめ、今後の受診率向上のための提言及び助言を行うこと。

4 特定保健指導訪問指導等業務 (特定保健指導利用勧奨)

(1) 特定保健指導未利用者への利用勧奨

ア 対象者

特定保健指導未利用者 550 人 (令和 4 年度未利用者含む)

訪問利用勧奨対象者の選定条件は、市と協議の上決定すること。

イ 訪問者

業務経験のある管理栄養士または保健師が行う。

ウ 内容

(ア) 特定保健指導未利用者のデータ作成

特定保健指導未利用者データは月毎に市から提供する。

(イ) 事前通知書送付

a 対象者へ訪問する旨の事前通知文を表面に通知文、裏面には保健指導の利用を促す生活習慣病の実態グラフや表を掲載して作成し、カラーで印刷すること。また、対象者の宛名ラベルも作成 (外字も対応) すること。

- b 対象者へ送付するための送付用封筒（封筒は市の封筒に準拠すること）を作成し、事前通知文を封入・封緘した後、宛名ラベルを貼って市内郵便局から郵送すること。郵送に係る全ての費用は受託者が負担すること。
- (ウ) 訪問計画
 - 対象者の住所から効率の良い訪問が行えるよう、訪問指導専門員別の訪問計画を作成すること。
- (エ) 訪問日程等
 - 訪問は平日に実施し、時間帯は9時過ぎから17時ごろまで行うこと。特別な事情がない限り、訪問は必ず対象者本人に実施し、1回目が留守の場合、曜日、時間帯を変えてさらに2回以上訪問し、訪問での指導実績割合を50%以上確保すること。
- (オ) 家庭訪問の実施
 - a 訪問において保健指導利用勧奨を行う。
 - b 健診結果で医療受診勧奨が必要な対象者に対しては医療受診勧奨も行う。
- (カ) 訪問記録
 - 利用勧奨・保健指導結果を訪問記録票にまとめること。訪問記録票、指導教材は事前に市と協議したものを使用すること。
- (キ) 報告・評価
 - a 特定保健指導の利用勧奨結果は、訪問日から2日以内にメールで市担当者へ個人情報を含まないExcel形式で結果を報告すること。
 - b 特定保健指導の利用勧奨・保健指導結果、訪問記録票は、電子データ化して性別、年代別に集計・分析のうえ報告書にまとめること。また、電子データ化された訪問記録票は市から提供した対象者一覧表毎にまとめ市へ納品すること。納品する訪問記録票は必ず暗号化して持参すること。
 - c 訪問記録票は、事業完了後に再度対象者全員のものを事業結果報告書とともに納品すること。納品する訪問記録票は必ず暗号化して持参すること。

5 成果品について

(1) 随時納品

- ア 特定保健指導未利用者訪問利用勧奨結果報告書（対象者名簿ごと）
- イ 1.5か月後継続支援、3か月後評価対象者利用勧奨結果報告書

(2) 成果品（紙・電子データ）

- ア 電話及び訪問受診勧奨実績（数量） 1部
 - イ 特定保健指導未利用者訪問利用勧奨実績（数量） 1部
- 納期日は市との協議のうえ決定すること。

(3) 最終成果品（紙・電子データ）

- ア 電話及び訪問受診勧奨結果 1部

イ	電話及び訪問聞き取り調査結果集計・分析報告書	1部
ウ	特定保健指導未利用者訪問利用勧奨結果報告書（対象者全員分）	1部
エ	特定保健指導未利用者訪問利用勧奨分析報告書	1部

納期日 令和6年3月31日

6 業務予定スケジュール

令和5年5月下旬	契約締結 市よりデータ提供 事業対象者の抽出
6月	特定保健指導訪問指導等業務実施
7月	特定健診未受診勧奨実施
令和6年3月31日まで	報告書提出

※ただし、社会環境により、業務の推進が困難な状況になった場合、協議の上、業務推進方法の変更、通知の時期や納期の変更及び業務の中止を行うことがある。

また、この場合、業務工程ごとに作業着手した段階での費用の発生とするため、本年度においては、次工程に移る段階で、その都度、報告することとする。

7 個人情報の取扱い、守秘義務等

別紙〔秘密保持等に関する特記仕様書〕により実施し、本契約が終了又は解除された後も同様とする。また、受託者及び本業務に従事する者は、誓約書に署名押印し、提出すること。

8 その他

- (1) 対象者に対する通知文及び宛名作成、郵送費用は提案金額に含めること。
- (2) 対象者の抽出について再委託を行う場合は、あらかじめ書面により明示し、市の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」及び「宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱」に基づく誓約書を提出すること。
- (4) 業務の成果品及び成果品に係る一切の権利は、すべて市に帰属する。受託者は、市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。
- (5) その他、この仕様書に記載ない事項は、市及び受託者間で協議の上、決定する。